

教育委員会第3回定例会会議録

○ 日 時 令和6年3月28日(木) 午前10時

○ 会 場 南棟 大会議室

○ 出席教育長 吉岡道明

○ 出席委員(4名)

教育委員	井出忠臣
教育委員	小林尚美
教育委員	宇都宮通孝
教育委員	松井聖

○ 説明のため出席した者

学校教育部長	佐々木和弘
社会教育部長	依田誠
学校教育課長	藤巻和也
主幹指導主事	堀籠英和
教育施設課長	土屋巧
学校給食課長	柳澤広幸
生涯学習課長	広瀬泰昭
文化振興課長	中沢栄二
スポーツ課長	木内進
中央図書館事務長	比田井清美
近代美術館事務長	橋本達也
文化財事務所企画幹	井上剛
人権同和課長	小林智恵

○ 職務のため出席した者

学校教育課総務係長	大塚広樹
生涯学習課生涯学習係長	井出洋平
学校教育課総務係	井出陽揮

○ 傍聴 なし

○ 会議の成立 教育長及び4名の教育委員の出席（過半数）

○ 教育長招集あいさつ

○ 委員会諸般報告 別紙資料を確認いただくことで承認

(1) 付議事項

- 議案第5号 佐久市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第6号 佐久市奨学資金の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第7号 佐久市浅間地区小・中学校あり方検討委員会設置要綱の制定について
- 議案第8号 佐久市SAKUコスモス育英基金奨学金給付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議案第9号 佐久市要保護・準要保護児童等援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議案第10号 佐久市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議案第11号 佐久市学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第12号 佐久市いじめ防止等のための基本的な方針の改定について
- 議案第13号 佐久市立小・中学校の学校医及び学校薬剤師の委嘱について
- 議案第14号 佐久市佐久の先人検討委員会設置要綱の制定について
- 議案第15号 佐久市佐久の先人検討委員会監修者及び委員の委嘱について
- 議案第16号 学校教職員の指導上の措置について

(2) 報告事項

- ア 教育委員協議会開催報告について
- イ 令和5年度共催・後援事業について
- ウ 令和5年度の寄附行為について
- エ 浅間中学校普通教室棟増築工事について
- オ 社会教育部所管行事の報告について

カ その他報告事項

(3) その他連絡事項等

ア 社会教育部所管行事の開催について

イ その他

吉岡教育長 事務局 それでは、最初に事務局から議事日程を報告してください。
 議事日程について説明

吉岡教育長 事務局 次に、事務局から諸般報告をお願いします。
 諸般報告について説明

吉岡教育長 次に議案第5号の審議に入ります。事務局より説明してください。
 さい。

学校教育課長 吉岡教育長 —議案説明— 以下、省略
 ご質問等いかがでしょうか。ご質問等ないようですので、議案第5号について原案どおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし

吉岡教育長 それでは、議案第5号について、原案どおり承認とします。
 次に議案第6号の審議に入ります。事務局より説明してください。
 さい。

学校教育課長 吉岡教育長 —議案説明— 以下、省略
 ご質問等いかがでしょうか。ご質問等ないようですので、議案第6号について原案どおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし

吉岡教育長 それでは、議案第6号について、原案どおり承認とします。
 次に議案第7号の審議に入ります。事務局より説明してください。
 さい。

学校教育課長 吉岡教育長 —議案説明— 以下、省略
 ご質問等いかがでしょうか。

井出職務代理者 この検討委員会は、見通しとして、何年続ける予定でしょうか。

学校教育課長 想定といたしましては、委員の任期が2年であり、令和6年度、7年度を想定しています。

井出職務代理者 わかりました。2つ目ですが、具体的な内容が出てきましたら、部会を設けていくということですが、そこのところで意見書のとりまとめはあるのでしょうか。

学校教育課長 部会での意見を集約して、あり方検討委員会に報告する予定です。

井出職務代理者 最後に、このあり方検討委員会の後、部会があり、そこで意見集約がなされた場合に、その後の会の設置は考えているのでしょうか。

学校教育課長 あくまでもこの委員会の役割とすれば、あり方について方向性を出すことが役目ですので、その後、仮に、新たな学校を作

るということであれば、次のステップで検討委員会を設ける必要があると考えています。

吉岡教育長
松井委員

ほかにいかがでしょうか。

検討委員会の成果として、抽象的な方向性で留まるようなものではなく、具体的な方向性を出す必要があると思います。事務局としては、想定では2年で結論を出したいということで、2年で出なければさらに2年延長するということですが、何年経っても成果が出ないで終わらないようにハンドリングに注意してもらいたいと思います。委員25人以内ということですが、結構な人数なので、議論が混乱する可能性があります。モデレーターがうまく進行していかないと、ただいろいろな意見を言って終わりになってしまうと思います。検討委員会での議論の状況は、逐次、教育委員会に報告してもらいたいと思います。検討委員会の学識経験者ですが、佐久平駅周辺の開発による人口増については、定量的な予測に基づいて対応していかないと状況の変化に対応が追いつけない実態があります。従って、地域の人口推計や人口動態に知見のある方に委員として入っていただくことも必要かと思えます。要するに、人口推計による将来の子どもたちの人数に基づき、人口動態を見通して検討していくが大事であると考えます。

学校教育課長

人口の見通しですが、学識経験者に加えるのではなく、令和6年度の予算の立て付けとして、この委員会を設けるための委員の費用に加えて、人口推計の業務委託を発注するための費用を計上してあります。委員会の成果として、より具体的な方向性を示す必要があるというご意見につきましては、人口推計に基づいて、より具体的な方向性を出していきたいと考えています。ただし、事前に様々な選択肢を用意した上で、意見集約をしていきたいと考えています。また、中間報告につきましては、検討委員会に係る経費を予算に計上し、議会にお認めいただいていますので、議会に対しても中間報告の必要性があると考えていますし、教育委員会、市民に向けても、ある程度の区切りの中で報告をしてまいりたいと思います。委員25名については、関係する学校が5校ありますので、学校長やPTAはそれぞれからお願いする必要がありますので、自ずと大きな組織になってしまいます。

吉岡教育長

ほかにいかがでしょうか。ご質問等ないようですので、議案

第7号について原案どおり承認してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

吉岡教育長

それでは、議案第7号について、原案どおり承認とします。次に議案第8号の審議に入ります。事務局より説明してください。

学校教育課長

—議案説明— 以下、省略

吉岡教育長

ご質問等いかがでしょうか。ご質問等ないようですので、議案第8号について原案どおり承認してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

吉岡教育長

それでは、議案第8号について、原案どおり承認とします。次に議案第9号の審議に入ります。事務局より説明してください。

学校教育課長

—議案説明— 以下、省略

吉岡教育長

ご質問等いかがでしょうか。ご質問等ないようですので、議案第9号について原案どおり承認してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

吉岡教育長

それでは、議案第9号について、原案どおり承認とします。次に議案第10号の審議に入ります。事務局より説明してください。

学校教育課長

—議案説明— 以下、省略

吉岡教育長

ご質問等いかがでしょうか。ご質問等ないようですので、議案第10号について原案どおり承認してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

吉岡教育長

それでは、議案第10号について、原案どおり承認とします。次に議案第11号の審議に入ります。事務局より説明してください。

学校教育課長

—議案説明— 以下、省略

吉岡教育長

ご質問等いかがでしょうか。

井出職務代理者

この規定の主語が佐久市教育委員会となっていますので、働き方改革に向けて、教職員の業務量の適切な管理を行うことが教育委員会の大事な役目になってまいります。したがって、各学校からの時間管理の提出、全ての学校がどういう状態になっているか、それからそのことについて教育委員会の会議でもこういうように進んでいますという報告も必要になってくると思います。

吉岡教育長

ほかにいかがでしょうか。ご質問等ないようですので、議案

第11号について原案どおり承認してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

吉岡教育長

それでは、議案第11号について、原案どおり承認とします。次に議案第12号の審議に入ります。事務局より説明してください。

学校教育課長

—議案説明— 以下、省略

吉岡教育長

私から2点、補足します。1点目は、31-25ページにあるフロー図ですが、細かく対応が書かれており、もっと簡略化できないかという意見もあろうかと思いますが、この対応は法律に則った対応をしなければならないことから、法律の記載に基づきこのように正確に記載してあります。このフロー図をよく読んで、どのような対応が必要なのか理解してもらうことが必要だと考えています。また、いじめの定義ですが、これまでも何回か変わっていますが、今回は、法律第2条に定める定義をそのままこの方針のいじめの定義としています。大事なのは、今後、この方針をいかに活用していくかだと考えています。校長先生方に、ポイントを理解してもらって、学校現場に浸透させることが必要だと思います。

井出職務代理者

私からは2点お願いします。31-6ページ「(3)適切な対応について」に、「アいじめが起きた場合には」、「イ学校でいじめが発見された場合には」となっていますが、31-9ページの第7条に「当該学校に在籍する子どもがいじめを受けていると思われるときは、」とあり、この「と思われる」が非常に大事で、発見されてから動くのではなく、「と思われる」ときから動かなければならないと思います。そうすると、31-7ページのイを「学校でいじめが疑われた場合は」に変更することが大事で、その次にアにつながっていく形になるよう、検討をお願いしたいと思います。

2点目です。保護者の関係で、いじめ防止対策推進法23条5項では、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案にかかわる情報をこれらの保護者と共有するための措置とその他必要な措置を講ずるものとするとして書いてあります。しかしながら、31-7ページのエでは、加害児童生徒の保護者のことのみになっていますので、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることがないよ

うにという主旨が読めるように修正が必要ではないかと考えます。

学校教育課長 法律等も確認しながら、検討させていただきたいと思います。
吉岡教育長 ほかにいかがでしょうか。

松井委員 ただ今の説明をお伺いして、この方針は、改定に携わった方々の熱い思いが込められている方針だとわかりました。この方針の改定に携わった方々の思いが伝わるように、重点的な部分にはメリハリをつけてそれが伝わる資料にさせていただきたいと思います。例えば、ゴシックにしてアンダーラインを引くだけでも良いと思います。また、このことにも通じますが、31-25、31-26、31-27 のフロチャートは、A4 サイズ1枚に収めるのではなく、読み手を意識して見やすいように A3 サイズにしてもいいのではないかと思います。2点目ですが、見解に相違があるかもしれませんが、いじめが道徳的な問題に捉えられがちですが、日本は法治国家であり、その観点からいじめは基本的人権の侵害であり、憲法違反であることも明記した方がよいのではないかと思います。

学校教育課長 後段のご意見は、36-3 ページの5に同様の意見をいただいております。文章を追加させていただいております。前段のご意見は、情報発信の際には、工夫させていただきたいと思います。

吉岡教育長 ほかにいかがでしょうか。それでは、先ほどいただいたご意見を事務局で検討して、次回の定例会で再度審議したいと思います。よろしいでしょうか。

全委員 異議なし

吉岡教育長 それでは、議案第12号について、再審議とします。次に議案第13号の審議に入ります。事務局より説明してください。

学校教育課長 一議案説明一 以下、省略

吉岡教育長 ご質問等いかがでしょうか。

松井委員 委員の任期はないのでしょうか。また、報酬はどのように定められているのでしょうか。

学校教育課長 委員の任期はありません。特別な事情や本人からの申し出がない限り、続けていただく形になっています。報酬については、条例によって、単価が決まっています。

吉岡教育長 ほかにいかがでしょうか。ご質問等ないようですので、議案第13号について原案どおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし

- 吉岡教育長 それでは、議案第13号について、原案どおり承認とします。次に議案第14号の審議に入ります。事務局より説明してください。
- 文化振興課長 —議案説明— 以下、省略
吉岡教育長 ご質問等いかがでしょうか。ご質問等ないようですので、議案第14号について原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし
吉岡教育長 それでは、議案第14号について、原案どおり承認とします。次に議案第15号の審議に入ります。事務局より説明してください。
- 文化振興課長 —議案説明— 以下、省略
吉岡教育長 ご質問等いかがでしょうか。
松井委員 監修者として、伊藤純郎さんと小木田順子さんを選定した理由を教えてください。
- 社会教育部長 伊藤さんは、前回の佐久の先人の編集委員にも入られていて、前回の状況をよく知っているということで今回は監修者としてお願いしたいと考えています。佐久地域の近現代の歴史に高い見識をお持ちです。小木田さんは、佐久市出身で、佐久地域に詳しく、書籍を作るための編集者として監修をお願いさせていただきたいと思います。
- 吉岡教育長 ほかにいかがでしょうか。ご質問等ないようですので、議案第15号について原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし
吉岡教育長 それでは、議案第15号について、原案どおり承認とします。次に議案第16号の審議に入ります。ここで皆様にお諮りいたします。教育委員会の会議は公開が原則となっております。しかし、本議案は人事に関する事件についてですので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定により、議事を非公開としたいと思います。これにご異議ありませんか。
- 全委員 異議なし
吉岡教育長 ご異議ありませんので、本議案を非公開といたします。なお、審議は本定例会の最後に関係職員のみで行いますのでご了承ください。次に、(2)の報告事項に入ります。最初に、ア「教育委員協議会開催報告について」、説明をお願いします。
- 学校教育部長 2月15日に開催しました教育委員協議会の報告を申し上げます。報告事項といたしまして、教育委員報告として、2月9日に

開催しました佐久市総合教育会議についてと、学校訪問の報告をいただきました。事務局報告といたしまして、学校に係る活躍・問題についてを報告させていただきました。続きまして、3月13日に開催しました協議会の報告でございます。協議事項といたしまして、泉小学校について、学区外就学についてを協議させていただきました。報告事項といたしまして、教育委員報告として、宇都宮委員からMIMのアセスメント結果、松井委員から教育委員就任1年を経ての所感6点を報告いただきました。事務局報告といたしまして、学校に係る活躍・問題について、令和5年度佐久市立中学校の運動・文化部活動の地域移行に向けたアンケート調査結果についてを報告しました。

吉岡教育長 何かご意見等ございますか。よろしければ、イ「令和5年度共催・後援事業について」、説明をお願いします。

学校教育課長 一資料説明一 以下、省略

生涯学習課長 一資料説明一 以下、省略

吉岡教育長 何かご意見等ございますか。よろしければ、ウ「令和5年度の寄附行為について」、説明をお願いします。

学校教育課長 一資料説明一 以下、省略

生涯学習課長 一資料説明一 以下、省略

吉岡教育長 何かご意見等ございますか。よろしければ、エ「浅間中学校普通教室棟増築工事について」、説明をお願いします。

教育施設課長 一資料説明一 以下、省略

吉岡教育長 何かご意見等ございますか。よろしければ、オ「社会教育部所管行事の報告について」、説明をお願いします。

社会教育部長 一資料説明一 以下、省略

吉岡教育長 何かご意見等ございますか。よろしければ、カ「その他報告事項」ですが、何か連絡事項がありましたらお願いします。それでは、報告事項まで終わりましたので、次に(3)の「その他連絡事項等」に入ります。はじめに、ア「社会教育部所管行事の開催について」、説明をお願いします。

社会教育部長 一資料説明一 以下、省略

吉岡教育長 何かご意見等ございますか。よろしければ、イ「その他」ですが、何か連絡事項がありましたらお願いします。なければ、次回の予定を事務局からお願いします。

学校教育課長 次回定例会は、4月25日 木曜日 午前10時から、南棟大会議室で開催いたします。

吉岡教育長 これで、本日予定しておりました会議内容は終了いたしました。が、これより(1)の付議事項における議案第16号の審議

を行いますので、関係職員以外はご退席願います。

(審 議)

吉岡教育長 非公開の議案は終了いたしました。これで、本日の定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

終了時刻 午前 11 時 55 分